

令和7年度

指定障害福祉サービス事業者等及び 指定障害児通所支援事業者等 運営指導結果

指定障害福祉サービス事業者等については、鹿児島県指定障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領に基づき平成19年度から実地指導を行っているが、平成24年度から障害児を対象とした事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化され、「障害児通所支援」に再編されたことから、指定障害児通所支援事業者については、鹿児島県指定障害児通所支援事業者指導・監査実施要領に基づき運営指導を行っている。指定障害児入所施設等については、鹿児島県指定障害児入所施設等監査実施要領に基づき、平成27年度から一般監査を行っている。

また、毎年度、指定障害福祉サービス事業者等に対し、集団指導を行っている。

1 指定障害福祉サービス事業者等の集団指導の結果概要

毎年度、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の全事業所・施設を対象に、サービス提供等の留意事項、サービス等に要する費用の請求の内容、制度改正内容及び前年度の運営指導結果の概要などについて、講習等の方法により行っているが、令和7年度については、講習等の形式によらず、県ホームページへの資料の掲載により行った。

2 指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査結果の概要

運営指導は、1,371事業所・施設を対象に、402事業所等について行い（実施率29%）、そのうち53事業所等に対して延べ157件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「運営に関する基準」が全体の73%を占めているが、その内訳をみると、「衛生管理等（27件）」、「虐待の防止（23件）」の指摘があった。

また、「介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い」に関しては、34件の指摘があり、算定誤り等により12事業所に返還を指示した。

※返還件数：R8.4現在で返還金額が確定した事業者のみ計上

3 指定障害児通所支援事業者の指導・監査結果の概要

運営指導は、622事業所を対象に、206事業所について行い（実施率33%）、そのうち30事業所に対して延べ50件の指摘を行った。

指摘件数のうち、「業務継続計画の策定等（15件）」、「身体拘束等の禁止（7件）」、「虐待の防止（5件）」等、運営に関する指摘がみられた。

また、「障害児通所給付費の算定及び取り扱い」に関しては、12件の指摘があり、算定誤り等により11事業所等に返還を指示した。

※返還件数：R 8. 4 現在で返還金額が確定した事業者のみ計上

4 指定障害児入所施設等の指導・監査結果の概要

一般監査は、10施設を対象に、3施設について行い（実施率30%）、施設等に対し指摘はない。

なお、返還を指示した施設はない。

5 運営指導状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者等

事業種別		対象数	計画数 A	実施数 B	実施率 B/A	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	居宅介護事業所	154	55	35	64%	7	24
2	重度訪問介護事業所	135	48	33	69%	6	18
3	同行援護事業所	47	12	6	50%	1	4
4	行動援護事業所	12	4	3	75%	0	0
5	療養介護事業所	3	2	0	0%	0	0
6	生活介護事業所	167	55	48	87%	5	10
7	短期入所事業所	130	47	42	89%	1	2
8	重度障害者等包括支援事業所	0	0	0	0%	0	0
9	障害者支援施設	58	20	19	95%	0	0
10	自立訓練（機能訓練）事業所	10	1	1	100%	0	0
11	自立訓練（生活訓練）事業所	23	8	4	50%	0	0
12	就労移行支援事業所	17	7	4	57%	0	0

事業種別		対象数	計画数 A	実施数 B	実施率 B/A	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
13	就労継続支援（A型）事業所	54	27	22	81%	4	4
14	就労継続支援（B型）事業所	301	112	110	98%	20	70
15	就労定着支援事業所	6	1	0	0%	0	0
16	自立生活援助事業所	3	1	0	0%	0	0
17	共同生活援助事業所	168	61	59	97%	7	21
18	地域移行支援事業所	42	10	9	90%	1	2
19	地域定着支援事業所	41	13	7	54%	1	2
合 計		1,371	484	402	83%	53	157

※対象事業者数：令和8年4月1日現在の当初計画数を計上

(2) 指定障害児通所支援事業者

事業種別		対象数	計画数 A	実施数 B	実施率 B/A	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	児童発達支援事業所	195	76	69	91%	10	16
2	福祉型 児童発達支援センター	23	7	6	86%	2	2
3	放課後等デイサービス事業所	315	100	99	99%	15	27
4	居宅訪問型児童発達支援事業所	8	2	2	100%	1	1
5	保育所等訪問支援事業所	81	27	30	111%	2	4
合 計		622	212	206	97%	30	50

※対象事業者数：令和8年4月1日現在の当初計画数を計上

(3) 指定障害児入所施設等

事業種別		対象数	計画数 A	実施数 B	実施率 B/A	文書指摘 事業所数	文書指摘 延べ件数
1	福祉型障害児入所施設	8	3	3	100%	0	0
2	医療型障害児入所施設	2	1	0	0%	0	0
合 計		10	4	3	75%	0	0

※対象事業者数：令和8年4月1日現在の当初計画数を計上

※ 文書指摘内容詳細は、別表5

(別表5)

事業者等に対する主な文書指摘事項（件数）

区 分	計	障害福祉 サービス事 業者等	障害児通所 支援事業者	障害児入所 施設等	備 考
第1 基本方針	0	0	0	0	
第2 人員に関する基準	4	4	0	0	・従業員の員数
第3 設備に関する基準	0	0	0	0	
第4 運営に関する基準	151	113	38	0	・（個別）計画の作成（書類の交付） ・非常災害対策 ・衛生管理等 ・身体拘束等の禁止 ・虐待の防止 ・業務継続計画の策定 等
第5 多機能型（一体型） に関する特例	0	0	0	0	
第6 変更の届け出等	1	1	0	0	・変更の届け出
第7 障害児通所給付費 の算定及び取扱い	12	0	12	0	・障害児通所給付費 ・各種加算
第8 介護(訓練等)給付費 の算定及び取扱い	34	34	0	0	・居宅介護、就労継続支援 (B型) サービス費 等 ・各種加算
第9 その他	5	5	0	0	
合 計	207	157	50	0	